

戸別受信機の設置をお願いします

戸別受信機は能美市の防災行政無線放送を受信し、音声により避難情報などの人命にかかわる重要な防災情報を提供しております。

また、能美市からのお知らせや町会・町内会からのお知らせも放送されますので、戸別受信機の設置をお願いします。

能美市からの放送内容

能美市からの主な放送時間や内容は次のとおりです。

	放送時間	放送内容
1	随時	災害などに伴う避難情報や注意喚起やクマの目撃情報
2	随時	国から能美市へ提供されたミサイルの落下（通過および通過の見込み）などの国民保護情報
3	午後6時00分	定時チャイム
4	午前・午後6時50分	能美市のイベントのお知らせ

注意：イベントのお知らせは、ある場合のみ放送されますので、放送のない日もあります。

町会・町内会からの放送内容

町会・町内会からの主な放送時間や内容は次のとおりです。

	放送時間	放送内容
1	午前・午後7時00分頃	町会・町内会からのお知らせ（行事、お悔やみなど）

注意：町会・町内会からのお知らせは、お知らせがある場合のみ放送されますので、放送のない日もあります。また、上記の放送時間は目安であり、町会・町内会によって、また、日によって時間は変わります。

戸別受信機を設置するには？

- 市役所辰口本庁舎1階 危機管理課または根上・寺井サービスセンターの窓口へ機器借受の申し込みをしてください。
危機管理課では、根上・寺井・辰口すべての地区の受信機の申し込み・受け取りができます。
根上・寺井サービスセンターでは、それぞれの地区の受信機のみ申し込み・受け取りができます。
- 貸与料として、1台につき5,000円を負担いただきます。
- 市外へ転出する場合は受信機を返却してください。（貸与料の返金はありません。）

注意：電波の受信状況が良くない場合、専用のアンテナが必要となります。放送が受信できない場合や聞き取りにくい場合は、下記へご連絡ください。受信環境を改善するために、屋外にアンテナを設置する必要がある場合があります。アンテナ取付工事にかかる費用は、個人宅の場合は無料ですが、事務所・事業所の場合は借受人の負担となります。



能美市総務部危機管理課

電話：0761-58-2201

